

## 第50回 【水道週間】

6月1日(日)～7日(土)

スローガン「ただいまァー  
蛇口ひねって 水ゴクリ」

※水道週間とは？

水道は、健康で文化的な国民生活と様々な社会経済活動を支える必要不可欠な施設となっております。水道週間は、利用者の皆様に水道について関心を持っていただき、水道事業への更なるご協力を得るために、厚生労働省や各水道事業体などが主催する全国的な水道週間です。

(右の写真は、昨年水道週間に伴い吉川市管工事協同組合で市内の28公園の点検を、ボランティアで実施していただいた時の様子です。)

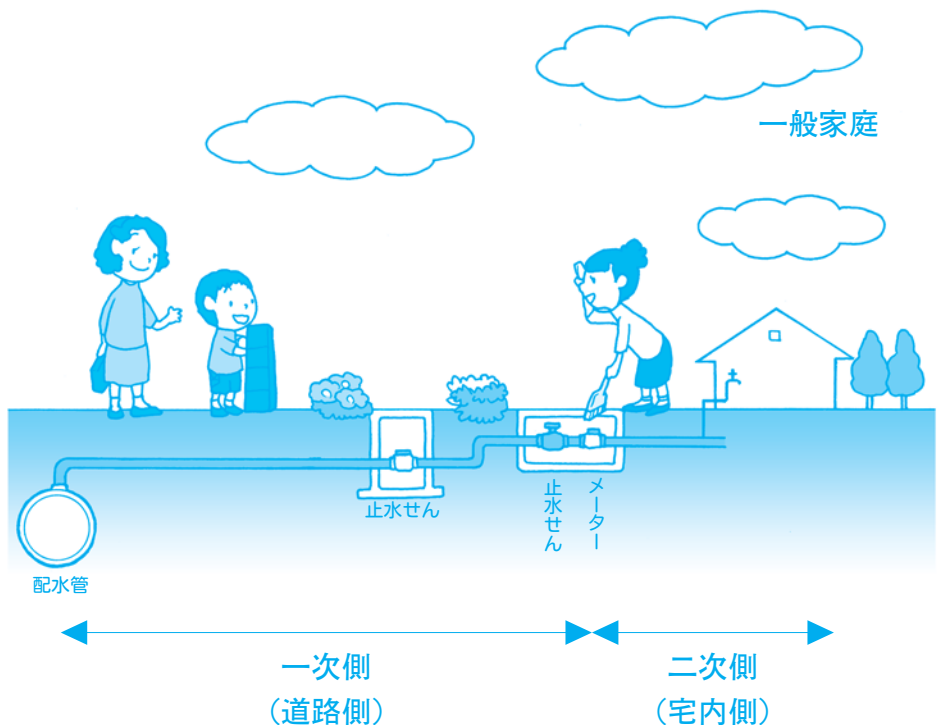


## 漏水を発見したら

みなさまのお宅には、水道水の使用量を計測する水道メーターが設置されています。水道管は、水道メーターを境に道路側を一次側、宅内側を二次側（※図参照）に区分されます。水道管の水漏れ（漏水）、水質異常、給水不良など水のトラブルがおきた際には、発生箇所によって連絡先が違いますのでご注意ください。

一次側の漏水、建物全体の給水装置からの水質異常、建物全体の給水装置からの給水不良の場合は、吉川市水道課にご連絡ください。

二次側の漏水、建物一部の給水装置からの水質異常、建物一部の給水装置からの給水不良の場合は、現地を施工した吉川市指定給水装置工事事業者、またはお近くの吉川市指定給水装置工事事業者（※別表参照）にご連絡ください。



ご不明な点がございましたら吉川市水道課までお問い合わせください。  
みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。